

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
28	源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、源泉徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収に関する事務
②事務の概要	委員や講師等に報酬等を支払う際に源泉徴収し、税務署に所得税及び復興特別所得税を納付する。また、併せて翌年1月に源泉徴収票及び支払調書を作成し税務署に提出又は受給者に交付するとともに、給与支払報告書を関係市町村に提出する。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①源泉処理事務
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉徴収票、債権者登録コード（財務会計システム）、マイナンバー提供書	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長の役職名	会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	会計課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1000
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去 1 年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	取扱マニュアルを策定し、人為的ミスを防止する対策を行っている。 関連書類やUSBメモリは施錠できる金庫に保管し、担当者以外が閲覧できないようにしている。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための安全管理措置を講じているとともに、下記運用を徹底している。 取扱マニュアルを策定し、人為的ミスを防止する対策を行っている。 関連書類やUSBメモリは施錠できる金庫に保管し、担当者以外が閲覧できないようにしている。 特定個人情報が記載された書類等を廃棄する場合は、廃棄した記録を保存している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月24日	1. 特定個人情報を取り扱う事務③ システムの名称	財務会計システム、(調整中)	財務会計システム	事後	システム名称の確定
平成29年11月24日	2. 特定個人情報ファイル名	源泉処理ファイル、(調整中)	源泉処理ファイル	事後	
平成29年11月24日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成29年11月24日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	
平成31年03月29日	5. 評価実施機関における担 当部署	会計課長 西野 和良	会計課長	事後	
平成31年03月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年03月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年03月29日	Ⅳ リスク対策	-	(項目を追加)	事後	
令和5年12月15日	3. 個人番号の利用	行政手続法における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第 9条第3項	行政手続法における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第 9条第4項	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年12月15日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年12月15日時点	事後	
令和7年03月14日	Ⅰ 2. 特定個人情報ファイル名	源泉処理ファイル	源泉徴収票、債権者登録コード(財務会計システム)、 マイナンバー提供書	事後	
令和7年03月14日	Ⅱ 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月15日時点	令和7年2月1日	事後	
令和7年03月14日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月15日時点	令和7年2月1日	事後	
令和7年03月14日	Ⅳ 8 手を介在させる作業判断の 根拠	—	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か : 十分である 【判断の根拠】 取扱マニュアルを策定し、人為的ミスを防止する対策を 行っている。 関連書類やUSBメモリは施錠できる金庫に保管し、担当 者以外が閲覧できないようにしている。	事後	
令和7年03月14日	Ⅳ 11最も優先度が高いと考えられ る対策	—	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 当該対策は十分か: 十分である 【判断の根拠】 情報セキュリティポリシーに則り、漏えい・滅失・毀損 を防ぐための安全管理措置を講じているとともに、下記 運用を徹底している。 取扱マニュアルを策定し、人為的ミスを防止する対策を 行っている。 関連書類やUSBメモリは施錠できる金庫に保管し、担当 者以外が閲覧できないようにしている。 特定個人情報が記載された書類等を廃棄する場合は、廃 棄した記録を保存している。	事後	